



平成29年 5 月15日

各 位

会 社 名 株式会社 廣 濟 堂
代表者名 代表取締役社長 浅野 健
(コード番号 7868 東証 第1部)
問合せ先 取締役 土井 常由
電 話 (03) 3453-0557

資本金の額の減少ならびに剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成29年 6 月29日開催予定の第53回定時株主総会に、下記のとおり資本金の額の減少ならびに剰余金の処分を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 資本金の額の減少ならびに剰余金の処分の目的

当社は、誠に遺憾ながら、平成29年 3 月期決算において当期純損失を計上し、その結果、繰越欠損金2,823,418,971円を抱えるに至っております。つきましては、繰越欠損金を解消し財務体質の健全化を図るとともに、株主還元の実現を含む機動的かつ柔軟な資本政策を可能とするため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、同額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

また、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えた上で、増加するその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、これにより繰越欠損を全額解消するものであります。

このような状況から、経営責任を真摯に受け止め、平成27年11月より役員報酬の減額(30%~10%)を実施しておりますが、今後も厳しい経営環境が続くと見込まれることから、引き続き役員報酬の減額は継続しつつ、本日公表いたしました中期経営計画を推進してまいります。

なお、発行済株式総数の変更はいたしません。そのため、当該資本金の額の減少により、株主の皆様が保有される株式数及びその保有割合に変更が生じることはなく、1株当たりの純資産額や自己資本比率にも変更が生じるものではありません。

2. 資本金の額の減少ならびに剰余金の処分の内容

(1) 資本金の額の減少の内容

① 減少する資本金の額

会社法第447条第1項の規定に基づき、平成29年 3 月31日現在の資本金の額4,000,000,000円のうち3,000,000,000円を減少させ、その減少額全額を「その他資本剰余金」に振り替え、減少後の資本金の額を1,000,000,000円といたします。

② 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少いたします。

(2) 剰余金の処分の内容

上記(1)の資本金の額の減少の効力発生を条件に、会社法第452条の規定に基づき、以下のとおり、資本金の額の減少により発生する「その他資本剰余金」3,000,000,000円を処分し「繰越利益剰余金」に振り替え、欠損填補するものであります。

① 減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金 3,000,000,000円

② 増加する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

(単位：円)

	平成29年3月31日 現在	資本金の額の減少	剰余金の処分	異動後
資本金	4,000,000,000	△3,000,000,000	—	1,000,000,000
その他資本剰余金	—	3,000,000,000	△3,000,000,000	—
繰越利益剰余金	△2,823,418,971	—	3,000,000,000	176,581,029
計	1,176,581,029	—	—	1,176,581,029

3. 日程

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成29年5月15日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成29年6月29日(予定) |
| (3) 債権者異議申述催告公告日 | 平成29年6月30日(予定) |
| (4) 債権者異議申述催告最終期日 | 平成29年7月31日(予定) |
| (5) 効力発生日 | 平成29年8月1日(予定) |

4. 今後の見通し

この度の資本金の額の減少、欠損填補につきましては、「純資産の部」における項目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更を生じるものではありません。

なお、上記内容につきましては、平成29年6月29日開催予定の定時株主総会において、承認可決されることを条件としております。

以 上